

全国公立学校教頭会事務局職員の服務に関する規程

- 第1条 この規程は、事務局長および事務職員、臨時職員（以下事務局職員という）の服務について必要な事項を定める。
- 第2条 事務局職員は、本会に奉仕する職責を自覚し、本会の会則、規則、規程、細則を遵守し、服務を遂行する。
- 第3条 事務局職員は、つぎの各号の規程を守り服務に専念する。
- (1) 本会の服務以外の職務を兼務してはならない。ただし、事務局員の執筆等会長と相談し許可が出たものはこの限りではない。
 - (2) 本会に損害を与える金銭上の不正行為をしてはならない。
 - (3) 職務上知り得た内容を他にもらしてはならない。
 - (4) 能率的に職務を遂行し、決して怠業行為をしてはならない。
- 第4条 事務局職員がつぎの各号のいずれかに該当したときは、その意に反して職を免ずることができる。
- (1) 前条の各号にふれたとき。
 - (2) 勤務成績がよくないとき。
 - (3) 休職期間が満了して復職できないとき。
 - (4) 刑事事件で起訴されたとき。
 - (5) 会の名誉を著しく損なう行為のあったとき。
 - (6) 雇用契約の更新がなされなかったとき。
 - (7) 事務所閉鎖、その他雇用の必要がなくなったとき。

(附 則)

この規程は、昭和39年10月1日より施行する。

昭和39年10月1日

昭和54年4月1日一部改正

昭和57年4月1日一部改正

昭和62年2月20日一部改正

平成29年6月9日一部改正